慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アルフレッド・シュッツにおける合理性概念 : シュッツ=パーソンズ論争と概念構成のための諸公準
Sub Title	Schutz's concept of 'rationality' : Schutz-Parsons correspondence and Schutz's some postulates
Author	矢田部, 圭介(Yatabe, Keisuke)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1999
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.4 (1999.) ,p.78- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19990000-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田社会学第4号（1999）

アルフレッド・シュッツにおける〈合理性〉概念

——シュッツ=パーソンズ論争と概念構成のための諸公準——[1)]

Schutz's Concept of 'Rationality': Schutz-Parsons Correspondence and Schutz's Some Postulates.

矢田部　圭介

1．序

1940年10月、アルフレッド・シュッツは『社会的行為の構造』（Parsons[1937=1976]）についての書評論文をタルコット・パーソンズへ送った。これが、現在、『社会理論の構成：A.シュッツ=T.パーソンズ往復書簡』(Schutz & Parsons [1977→1978=1980]、以下『往復書簡』）として出版されている、「シュッツ=パーソンズ論争」の直接の発端である。しかし、この「論争」には前史がある。シュッツがこの書評に没頭している1938年から、シュッツとパーソンズは、パーソンズが発起し主催する予定であった「合理性についてのハーバードゼミナール」へのシュッツの参加に関して事務的な連絡を取り合っていた。このゼミナールは1940年4月に開かれ、そこでシュッツは、のちに著作集に「社会的世界における合理性の問題」（Schutz [1943→1964:64-88=1991:97-129]）と題しておさめられることになる報告を行なっている。そのためもあって、『往復書簡』においても、「合理性」をめぐる問題は、通奏低音として、ときには主旋律として響くことになったのだ[2)]。

このような「合理性」をめぐるパーソンズとのやりとりは、シュッツにとって決して一時期のエピソードにすぎなかったわけではない。というのも、「合理性」の問題はシュッツの科学論や行為論などの根幹に関わっており、議論の展開上、決して避けては通れないものであったからだ。事実、シュッツは、こののちのいくつかの論文で直接的に「合理性」の問題に言及し、その議論を改訂したり整理し直したりしているのである。

本稿では、このシュッツの「合理性」概念を明らかにすることを目的とする。その際、シュッツの「論争」の相手でもあり、また非常に伝統的な仕方で「合理性」を定式化しているパーソンズを参照点にする。そのため、まず第一に、パーソンズとの「論争」を辿りながら参照点としてのパーソンズの「合理性」概念を確認し、二人の立論の分岐点を確定する。第二に、この分岐点がシュッツの社会理論に占める位置を概念構成に関する諸公準を検討することで整理し、最後に、シュッツの「合理性」概念の内実を明示したい。

2.科学と日常の連続性——「事実」をめぐって

(1)パーソンズにおける「事実」と「合理性」概念

「合理性」についてのシュッツとパーソンズの考え方の差は、「科学」と「日常」の関係をめぐってあらわれてくる。この関係を明らかにするために、ここではまずシュッツとパーソンズが「事実」をどのように扱っているかを手がかりとしてみていこう。

『社会的行為の構造』のなかで、パーソンズはヘンダーソンを引用して[3]、「事実とは『概念図式を用いてなされた現象に関する経験的に検証可能な命題』」であるという(Parsons[1937=1976:74])。パーソンズは、「事実」とはつねにある現象に対する特定の概念図式の観点からなされた、検証可能な言明であると考えている。この「現象に関する命題」にほかならない「事実」は、それが対応する現象との関係で、真であったり偽であったり、精緻であったり曖昧であったりする。つまり経験的検証によってその厳密性が確認される。それゆえ、真であり精緻であるような言明としての「事実」とは、当然、経験的検証によって保証された「事実」である。そしてパーソンズにとって、この経験的検証によって保証された「事実」によってのみ成立しているものこそが科学的理論体系なのである。『往復書簡』ののちに書かれた『社会体系論』では、パーソンズは「イデオロギーによる価値指向の正当化に関する認知的基準は、科学的妥当性の基準と同一でなければならないのは明らかである。……すべてのイデオロギーの教義が認知的命題として妥当であるための究極的権威は、科学的権威でなければならない」(Parsons[1951=1974:350]) と述べて、さまざまな信念体系のうちで、科学こそが経験的認知的な「正しさ」を担うということを強調している。

『往復書簡』のなかでも、現象の常識的解釈と科学的言明の差異に話が及んだとき、パーソンズは次のように述べている。「社会的事実の常識的な解釈と科学的言明との境界線の問題は、基礎的な方法論的原理の問題であるというより厳密さの問題であるように思われます」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:167]) 。つまり、現象についての言明であるという点で日常的に言明された「事実」と科学的に言明された「事実」は同質的であり、これらが異なるのは、それぞれの言明、すなわち「事実」の厳密さの程度なのである。

経験的認知的に「正しい」ものへの関心は、日常的な行為者も同様にもってはいるが、科学的な厳密性にはいきつくことがないだけなのである。「一方のもっとも洗練された科学と他方のもっとも単純な常識的行為における論理および観察の基本的諸範疇は連続しています」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:177]) 。つまり科学の次元と日常の次元は連続しており、日常の次元を厳密化したものが科学の次元であり、科学の次元を曖昧化したものが日常の次元なのである。この科学の次元（とくにその「科学的手続きによる検証可能性」）が保証する、現象についての言明である「事実」の厳密さ――すなわちその「事実」の「正しさ」――こそ、パーソンズが「合理性」と呼んでいるものといえるだろう。

行為が合理的であるのは、それが、状況の諸条件のなかで可能な目的を追求し、行為者に入手可能な手段のうちで、実証的で経験的な科学によって検証され理解可能な理由に基づいて、目的にとって内在的に最も適合的な手段を用いる限りにおいてである（Parsons [1937=1989:97-98]）。

こうして、パーソンズにとっては「行為者を科学者と類似なものと想定するのにいかなる困難も存在しない」（Parsons [1937=1989:98]）。あらゆる行為は、「合理性」の尺度で測ることができ、その科学的精確性、いわば合理的要素の厳密さが高ければ高いほど、その行為は合理的な行為と呼ばれることができるのである。

(2)シュッツにおける「事実」

シュッツの死後、1977年に出版された『往復書簡』へパーソンズが寄せた「35年後の回想」のなかでも、改めて彼はシュッツの日常性と科学性に関する立場を批判して、次のように述べている。「シュッツ博士は、行為者の見地と科学的観察者や分析者の見地との間にまったく非現実的ともいえる鋭い対照を持ち出して根本的に両者を相互に引き離してしまっているように見えます。まったく正反対に両者は密接に結び合わさっていますし、それに科学『する』ということは行為の極端なひとつのタイプであるわけです」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980 :246]）。もしシュッツが生きていれば、彼はこのパーソンズの論述の後半については喜んで首肯することだろう。しかし、少なくともパーソンズは、シュッツがこれに同意するそのいみを理解していない。まさにこの点こそが、『往復書簡』において二人の分かち合えなかった見解だったのである。それでは、シュッツにおいて、日常性と科学性の連続と分離は、どのように位置づけられているのであろうか。

ここでも「事実」ということばを手がかりにしよう。シュッツは、先に述べたようなパーソンズの事実観を批判して、(1)心に与えられる事実、現象、(2)この現象、事実の概念図式における解釈、(3)解釈された現象、事実についての言明、の三者を区別する必要を説いている。これはシュッツにいわせると「言明とその言明が扱っている現象を取り替えるパーソンズの傾向」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:78]）ゆえのことである。

パーソンズは、シュッツのいう(1)を現象として理解し、(2)と(3)をあわせて事実（厳密には(3)は「事実の関係についての言明」）と措定した用語法を用いている。これだけをみると、パーソンズの言明としての「事実」ということばの使い方に、ベルグソニアンかつ現象学者であるシュッツが、意識流における体験にこそ「事実」の名がふさわしいと、目くじらを立てているだけのようだ。たしかにこの二人の哲学的背景の違いは興味深いが、ここでは詳論できない。重要なのは「事実」という概念と日常性-科学性の関係である。

シュッツにとって「事実」も現象も心に与えられた体験をさしており、「理解される必要がある」といういみで、ことば以外に違いはない。パーソンズのいう現象が概念図式を

用いて言明される必要があるのと同じように、シュッツのいう「事実」は理解される、すなわち概念図式を用いて解釈される必要がある。ここまでは、「事実」ということばの定義以外に、両者の隔たりはほとんど無いかのようである。実は、両者の違いは、厳密にいって「事実」ということばの定義をめぐるものではなく、パーソンズが現象と呼びシュッツが「事実」（もしくは現象と）呼んだものの解釈が成立する場面の違いである。

先述のように、パーソンズは、現象についての言明は科学によって保証されたものを頂点として厳密性の程度によって連続的に科学的次元から日常的次元まで広がっていると考える。シュッツにとっても、現象は、日常的な次元においても科学的次元においても、ある概念を用いて解釈されなければならない（Schutz&Parsons[1977→1978=1980:74]）。シュッツはこうした解釈のことを類型化作用とよぶ。つまり科学的次元と日常的次元は、類型化作用を行っているといういみで、同質的である。

しかし、シュッツにとって日常的な次元と科学的な次元は非対称的な関係にある。というのは、社会科学の対象の、その少なくともひとつは、日常的な次元における「事実」の解釈なのである。すなわち、日常的次元の行為は科学的次元に先行しており、社会科学はこの日常的次元における「事実」の解釈を研究の対象（のひとつ）とするというのである。

(3)主観的見地

ここにシュッツとパーソンズの「主観的見地」の違いが明らかとなる。パーソンズによる主観的見地とは「人間行為の経験的現象についての記述分析のためのひと組みの範疇」をもつことではある。しかしそれは、行為者の「主観的現象は観察者によって記述されまた分析されるものとしてのみ意味をも」ち(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:195-196])、「主観的な社会的世界とは『実際には』どういうものかを考察する」わけではない(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:198])。パーソンズにおける主観的見地の採用とは、パーソナリティ体系に帰属する記述的もしくは分析的範疇を採用することであって、行為者が実際に社会的世界をどう経験しているかは問題とならない。

しかしシュッツにとって、パーソンズのいう主観的見地とは「主観的見地の解釈のための客観的な範疇」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:110])でしかない。シュッツにとって重要なのは「この社会的世界はこの世界のなかで観察される行為者にとって何を意味するのか、また彼はその中で自分の行動によって何を意図したのか」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:127])を考察するといういみでの主観的見地を採用することであった。

シュッツによれば、行為者が社会的「事実」をある方法を以て解釈しているという日常的次元の現実は、科学的次元の解釈に先行しており、科学的次元の解釈は、主観的見地をもってこの日常的次元の解釈の方法を考察しなければならない。この考え方は、1954年に発表された「社会科学における理論構成と概念構成」のなかでは、二次的構成概念とし

ての科学という形で定式化されている[4]。

> 社会科学者の観察領域――社会的現実――は、その中で生活し、行為し、思考する人々にとって、ある特定の意味と関連性の構造を有している。それらの人々は、自らが日常生活の現実として経験するこの世界を、一連の常識的な構成概念によって社会科学者に先立ってあらかじめ選定し解釈している。……社会科学者がそうした社会的現実を把握しようとすれば、彼の構成する思惟対象は、社会的世界のなかで自らの日常生活を営んでいる人の常識的な思考によって構成された思惟対象に、基づけられていなければならない。したがって、社会諸科学の用いる構成概念は、いわば二次的な構成概念である。すなわちそれは、社会的な場面にいる諸々の行為者が構成した構成概念についての構成概念である。社会科学者が、自らの携わる科学の手続き上の諸規準にしたがって観察し説明しなければならないのは、そうした行為者の行動なのである（Schutz[1954→1962:59=1983:122-123]）。

社会的事実についての第一次的な概念構成者、すなわち上述の(2)「現象、事実についての解釈」を行なう者が、日常的な行為者であり、上述の(3)「解釈された現象、事実についての言明」を行なう者すなわち二次的概念構成者が、科学的次元の行為者なのである[5]。

3．科学的理論構成の諸公準

(1)社会科学的概念構成のための諸公準

それではシュッツは「合理性」概念をどこに位置づけているのか。実は、シュッツも「合理性」は科学的次元においてのみ成立すると考えている。しかし、一見パーソンズと似たこの見解は、シュッツの科学的概念構成の議論のなかで違った姿を現してくる。まず、シュッツの科学的概念構成のための諸公準を辿って、シュッツの科学論を整理しておこう。

シュッツは、最初の著書『社会的世界の意味構成』から晩年にいたるまで、繰り返し理解社会学の方法を論じている（Schutz[1932=1988], [1953→1962:3-47=1983:49-108], [1954→1962:48-66=1983:109-133]）。これらの仕事に一貫してしているのは、「理解」とは社会科学特有の方法ではなく、社会的世界に共通の方法であるという態度である。日常的な行為者は、その日常的な生活を営んでいくなかで、自分以外の人間やその活動の所産とかかわり、それらを「理解」する、すなわち特定の類型によって把握することが必要となる。この問題に深入りすることはできないが、ここで確認する必要があるのは、シュッツにとって社会科学的な「理解」は、人間行為に関する類型的な把握すなわち構成概念であるといういみで日常的理解と同型であるということであり、ただし社会科学的構成概念は特有の方法に依拠しているという点で日常的構成概念と区別されるということである。

シュッツはこの社会科学的概念構成の方法を、社会科学的概念構成が依拠すべきいくつかの公準として論じている。表 1 は、その諸公準を論文ごとにまとめたものである。この表からもわかるとおり、シュッツの科学的概念構成に関する公準には、論文の執筆時期や文脈などによっていくつかの異同がある。パーソンズの『社会的行為の構造』についての論考のなかでは、関連性の公準、適合性の公準、論理一貫性の公準が其々挙げられている(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:143-144])。このうちで、関連性の公準は、必ずしも科学的概念構成だけではなく行為一般において要請される公準であるため、後期の

（表1）アルフレッド・シュッツによる科学的概念構成のための諸公準

	A)「社会的世界における合理性の問題」[a]	B)「パーソンズの『社会的行為の構造』」（『往復書簡』）[b]	C)「社会的世界と社会的行為理論」[c]	D)「人間的行為の常識的解釈と科学的解釈」[d]	E)「社会科学における概念構成と理論構成」[e]
関連性の公準	○[f]	○	○		
適合性の公準	○	○	○	○	○
主観的解釈の公準	○	(○)[g]	(○)[h]	○	○
論理一貫性の公準	(○)[i]	○	○	○	○
（両立可能性の公準）			○[i]		
（合理性の公準）[k]	○			○	

a　1940年執筆、同年学会発表。1943年論文として発表（Schutz[1943→1964:64-88=1991:97-129]）。

b　1940年執筆（Schutz & Parsons[1977→1978=1980]）。

c　1940年執筆（Schutz[1960→1964:3-19=1991:19-41]）。基本的にBと同じ論文であるが、シュッツの死後論文集が編まれた際にBの抄訳としてとられた。このときBではひとつの「論理一貫性の公準」であったものが（おそらく編者によって）分割され「両立可能性の公準」が成立した。

d　1953年執筆（Schutz[1953→1962:3-47=1983:49-108]）。

e　1954年執筆（Schutz[1954→1962:48-66=1983:109-133]）。

f　「公準」としてではなく、関連性の「原理」として論及されている。

g　「公準」としてではなく「主観的見地（観点）」として事実上論及されている。

h　「公準」としてではなく「主観的見地（観点）」として事実上論及されている。

i　Aにおいては、Dでのちに内容的に「論理一貫性の公準」と「合理性の公準」として区別されるものが、「合理性の公準」という名称のもとで混在している。それゆえ、内容的には、Aにおいても「論理一貫性の公準」について言及されていると考えてよい。なお、BおよびCで言及されている「論理一貫性の公準」はDでいわれているものに近い。

j　c 参照。

k　i 参照。

論文では行為論における基礎概念として扱われ、社会科学的概念構成に特有の公準としては論じられない。また、のちに主観的解釈の公準として定式化されるものは、行為理論における主観的見地の問題というかたちで、『往復書簡』におさめられている『社会的行為の構造』に関する論考やパーソンズとのやりとりのなかで頻出しているため、内容的にはすでに論及されているとみなしてよい。このように考えると、シュッツにとって基本的な社会科学的構成概念に特有の公準は、主観的解釈の公準、論理一貫性の公準、適合性の公準の三つであると考えてよいであろう。またこの三つの公準は、「社会的世界における合理性の問題」においても事実上論及されている（Schutz[1943→1964:81-88=1991:119-129]）。まずこれらの公準を辿って、シュッツの社会科学的構成概念の特性を明らかにしよう。この中でシュッツの「合理性」の位置も明らかになってくる。

(2)主観的解釈の公準

主観的解釈の公準は、『往復書簡』のなかでも論題となっていた主観的見地を、シュッツのいういみでとる必要を主張している。シュッツにとって、ある行為を理解するためには、その行為が行為者にとって持っている当の行為の意味を理解しなければならない。

シュッツによれば、他者の行為の「真の」主観的な意味を、その相互行為の相手や観察者が把握することは原理的に不可能である。ヴェーバーの例によれば、木に斧を振り下ろす人間の行為は、給料のためなのか、自家用のためなのか、気晴らしのためなのか、興奮のあまりなのか、たしかに其々を主観的意味と把握することで理解可能になる（Weber[1922=1972:15]）。しかし、当人にとっての実際の意味は、このうちのどれなのだろうか。もし相互行為者なり観察者なりが、当人にその主観的意味を尋ねることができたとしても、そこでのこたえが「真のもの」である保証はない。ある行為の当人にとっての主観的意味は、他者にとっては常に蓋然的なものでしかない。ただ、日常生活においては、この蓋然性を信じることで大概の場合用は足りる。普段の生活では厳密な意味での他者にとっての当の行為の意味を知る必要はなく、いままで自分がしてきたとおりにそれを解釈し、その解釈が明らかに覆されるまでそれを信じることで大きな齟齬は生じない。

社会科学的な次元において、行為者の行為の主観的意味を科学的観察者が把握しようと試みる場合も基本的な状況は変わらない。とすると社会科学は、日常的に成立している蓋然性に基づいて、単に蓋然的なかたちでのみ他者の主観的意味を理解するにすぎないのであろうか。シュッツによれば、ここに社会科学的概念構成の工夫がある。日常生活においてもそうだが、ある行為はその観察者にとってはじめからある類型（たとえば「木を切り倒す人」）として経験される。社会科学的な概念構成も、同様に類型を構成することに変わりない。しかし、社会科学において構成される類型は虚構である。社会科学者は、具体的な行為者に関して類型を構成するが、そこで構成される類型は具体的な行為者ではない。

> [社会科学者は]観察したことがらをもとに、諸々の類型的な行動パターン、つまり諸々の類型的な行為経路パターンを構成する。さらにひき続いて、彼はそれら類型的な行為経路パターンに、ひとつまたは複数の理念上の行為者モデルを整合的に帰属させる。かくして社会科学者は、この仮構的な意識に一組の類型的観念、目的、目標を帰属させるが、それらは想像上の行為者モデルの見掛け上の意識のなかでは　変化しないと想定されている。……社会科学者は、自らが構成した日常生活の社会的世界のモデルのなかに住まわせている、こうした複数の人間模型の間に、動機、目標、役割の複数の組合せ――要するに諸々の関連性の体系――を配分するが、そこでの配分は、考察中の科学上の問題が必要とする仕方で行なわれる（Schutz[1954→1962:64=1983:129]）。

シュッツのいう科学的概念構成が構成する他者の行為の意味についての概念は、ある特定の科学上の問題の視点から切り取られてきたモデルであり、このモデルは社会科学者によってその主観的意味を付与されている。モデルがもつ主観的意味は、モデルの構成者である社会科学者が付与した意味以上のものでも以下のものでもない。社会科学者はこうして、自らの構成した意味がそこでの行為者（モデル）の主観的意味であるような社会的世界のモデルを構成することで、そこにおける行為者の主観的意味を、単に蓋然性としてではなく確実なものとして扱うことができるのである。もちろんこのように構成された社会的世界は、具体的な社会的世界ではないし、具体的な社会的世界と取り違えられてはならない。パーソンズに対してシュッツが「言明と言明が取り扱っている現象を取り替える……傾向」(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:78]）と指摘しているのは、シュッツの考え方をパーソンズに適用したうえで、この取り違えの危険性を指摘しているのである。

このように社会科学における行為者の主観的意味の把握を位置づけたうえで、シュッツは主観的解釈の公準を、1953 年の段階で、次のように定式化している。

> 人間行為を説明しようとすれば、科学者は次のことを問わねばならない。すなわち個人の精神についてどのようなモデルが構成されうるのか、観察された諸々の事実を理解可能な関係におけるそうした精神の活動の所産として説明するためには、どのような類型的な内容をその精神のモデルに帰属させるべきなのか、これらのことを問わねばならない。この公準に従うならば、あらゆる種類の人間行為やその所産をそれらがその行為者にとってもっている主観的な意味に帰属させる可能性が保証される（Schutz[1953→1962:43=1983:98]）。

しかし、いかに研究者が自らモデルを構成しそれに主観的意味を付与できるからといって、そこに何の制約もないわけではない。この概念構成の方法を規定するのが、論理一貫性と

適合性の公準である（Schutz[1954→1962:64=1983:129]）。

(3)論理一貫性の公準と適合性の公準

適合性の公準は以下のように定式化されている。

> 人間行為の科学的モデルに含まれるそれぞれのことばは、次のようにして構成されていなければならない。すなわち、個々の行為者が類型的な構成概念によって指示されたように生活世界のなかで行為を遂行するならば、そうした人間行為は、その行為者の相手にとってと同じく行為者自身にとってもまた、日常生活の常識的な解釈という観点から理解可能であろう、というように構成されていなければならない。（Schutz[1953→1962:43=1983:98]）。

この公準は、研究者の構成した行為経路や人格の類型を含めた日常世界に関するモデルが、単なる研究者の妄想ではなく、具体的な日常行為者も条件さえ整えば、まさにそのモデルと同じように行為するかのように構成されていなくてはならないと主張している。この規準が満たされることによって、研究者による概念構成が、いわゆる非現実的な概念構成に陥ることをまぬがれる。この公準はいわば、検証や反証といったものを含めたいみで、科学言語によって構成された概念の日常生活への接続を要請するものである。

さて、この科学言語についての一般的規定が論理一貫性の公準である。

> 科学者の考案する諸々の類型的な構成概念からなるシステムは、最高度の明晰性と判明性をもった概念枠組みによって基礎づけられたうえで、確立されていなければならず、またそれは、形式論理学の諸原則と完全に両立するものでなければならない。この公準が充足されるならば、社会科学者の構成する諸々の思惟対象の客観的妥当性が保証される。また、そうした思惟対象のもつ、厳密に論理的な性格は、科学的な思惟対象を、それが乗り越えなければならない日常生活の常識的な思考の構成する思惟対象から区別する、もっとも重要な特徴のひとつである（Schutz[1953→1962:43=1983:97]）。

つまり社会科学者による概念構成は形式論理学に基づいてないなければならない。この概念構成に用いる論理的な厳密性が、科学の次元と日常の次元を区別する最たるものである。

(4)「合理性」概念の在処

ここでもう一度、シュッツとパーソンズとの違いを確認しておこう。パーソンズは、日常性と科学性をあらゆるいみで連続した次元として捉えている。そして、シュッツがいう

科学的次元の論理的な厳密性（および科学的な手続きにしたがって観察された事実）を、あらゆる行為における認知的経験的「正しさ」の規準と考える。宗教やイデオロギーの「真理」を否定はしないが、それらは認知的経験的に正しくはない。そして、行為の「合理性」を次のように導きだす。科学は認知的経験的に正しい。それゆえ科学的規範に指向する行為は認知的経験的に正しい。よって科学に指向する行為が合理的な行為である。パーソンズにとって認知的経験的な「正しさ」は、科学に依存し、それが「合理性」の根拠である。

シュッツは、日常性と科学性は、いずれも類型化という作業をおこなっているという点で同型であるが、その作業が基づく論理が異なっていると捉えている。シュッツにとって科学の領域は、論理一貫性の公準で述べられているような形式論理学に基づいた言明や判断によって構成されていなければならない。しかし、必ずしも、こうした厳密さは、日常性には必要とされていないのだ。「日常生活におけるわれわれの知識には仮説と帰納と予言が欠けているわけではない。それらはすべて近似的なものとか類型的なものといった性格を帯びているのである。日常的な知識が理想とするのは確実性ではなくましてや数学な意味での蓋然性でもない。日常的な知識は、まさしく見込みを理想としているのである。……日常的な知識体系の一貫性とは、自然法則に備わった一貫性ではなく、類型的な継起と関係に備わった一貫性なのである」（Schutz[1943→1964:73=1991:109]）。

シュッツにとっては、科学的な概念構成の規範である論理的な厳密性は、唯一の認知的経験的正しさの規準ではない。この科学という方法による概念構成は、多様な多元的現実の意味領域のうちのひとつに属するにすぎないからである（Schutz[1945→1962:207-259=1985:9-80]）。シュッツが主観的解釈の公準を強く主張したのは、必ずしも行為者当人が何を意図していたかを厳密に理解する必要があるからではない。むしろその真意は、行為者がおかれたさまざまな場面や状況の文脈における、それぞれに固有の、「合理性」という規準とは異なった、「理に適い方」の秩序や論理を見いだし、そのもとで当の行為を理解する必要をいうためであったのだ。シュッツの主観的解釈の公準は、こうした秩序や論理を再発見するための契機なのである。ここではこの多元的現実論の詳細にふれる余裕はないので、以上のことを確認した上で、次章では、シュッツが科学的次元のなかに位置づける「合理性」概念の内実について、もう少し詳しく検討してみよう。

4．シュッツにおける「合理性」概念

シュッツは「合理性」という概念の在処について、「社会的世界における合理性の問題」（以下「合理性論文」）のなかで、「合理性という概念がそもそも位置しているのは、社会的世界を日常的に捉えるというレヴェルではなく、社会的世界を科学的に観察するという理論のレヴェルであり、合理性という概念が方法論的に適用可能な領野もまた、そうした理論のレヴェルである」（Schutz[1943→1964:80=1991:119]）と述べている。

実はこの段階でシュッツはふたつの「合理性」概念を混用している。表 1 でも指摘してあるが、この「合理性論文」の中では、適合性の公準および主観的解釈の公準への言及はあるが、論理一貫性の公準という名称はみられない。しかし、論理一貫性の公準は、内容的には、「合理性の公準」と呼ばれる公準のなかに含まれている。シュッツはおそらくこの混用に気づいて、後の論文では、論理一貫性の公準と狭義の合理性の公準を内容的にも名称的にも区別するようになる（Schutz[1953→1962:44=1983:99]）。

「合理性論文」での合理性の公準に含まれる「合理性」概念の第一のいみは、先にも述べた論理一貫性の公準が成立しているといういみでの「合理性」である。つまり科学的理論構成という厳密に論理的な行為の結果生じた当の理論の論理的な性格といういみでの「合理性」である。これは先に引用した論理一貫性の公準と内容的に同じものである。「合理性論文」のなかでは次のようなかたちで科学理論の論理的厳密性が要求されている。「(a)形式論理学の諸原則との両立可能性が十分に保たれていること。(b)それらの諸要素が、十分、明晰かつ判明に捉えられていること。(c)科学的に検証可能な諸仮説だけが含まれていること。しかもそれらの諸仮説は、我々のもっている科学的知識の全体と十分に両立可能でなければならない」（Schutz[1943→1962:86=1991:126]）。

もうひとつのいみが、行為の「合理性」である。すなわち合理的な行為類型とはいかなる類型であるかについての規定である。シュッツはいう。「社会的行為の理念型は、もしも生活世界の行為者が、自分の選択に関連のあるあらゆる要素について明晰・判明な科学的知識をもち、しかももっとも適切な目的を実現するためにもっとも適切な手段を選択するという日常的傾向をもっているならば、その行為者は類型化された行為を遂行するであろうというように構成されなければならない」（Schutz[1943→1962:86=1991:126]）。

これに関して、同じ論文の別の場所でシュッツは、合理的な行為の必要条件として、その行為が「熟慮のうえで選択された行為」であることを挙げ、さらに十分条件として、この選択が合理的な知識を前提にしており、加えてその選択自体が合理的であることを挙げている。シュッツの規定する「知識の合理性」とは「行為者がその中から選択しなければならない諸要素のすべてを明晰かつ判明に捉えている場合に限って与えられる」ものであり、「選択それ自体の合理性」とは「行為者が、自分の到達可能な範囲にあるあらゆる手段のなかから、意図された目的を実現するためにもっとも適した手段を選定した場合にいえること」である（Schutz[1943→1962:79=1991:116-117]）。つまりシュッツのいう合理的行為は、明晰判明な知識に基づき、適切な手段を用いた熟慮された選択行為のことである。この明晰判明性や適切性の規準は論理的なものすなわち科学的なものである(Schutz[1943→1962:79=1991:117]）。それゆえ、合理性の公準のなかにいわれている「社会的行為の理念型」は、「明晰・判明な科学的知識」および「もっとも適切な手段を選択」することを条件としているような類型であるという点で、合理的行為の類型なのである。

このように「合理性論文」でシュッツは、科学の論理的性格（論理一貫性）の要請と合理的行為の内容規定を、ひとつの公準内に混在させていた。この混乱は、1953年の論文「人間行為の常識的解釈と科学的解釈」で解消される(Schutz[1953→1962:3-47=1983:49-108])。

> われわれは、人間行為のモデルについての合理的な構成概念と、合理的な人間行為のモデルについての構成概念とを、区別しなければならないのである。……モデルの構成が合理的であるということと合理的行動についての複数のモデルを構成することはまったく別のことがらであり、社会科学のモデルに限らず適切な仕方で構成される科学のモデルはすべて、前者の意味で合理的なのである(Schutz[1953→1962:44=1983:99])。

この段階で、「人間行為のモデルについての合理的な概念構成」は「論理一貫性の公準」として規定され、他方「合理的な人間行為のモデルについての構成概念」は、合理的な行為経路類型とパーソナル類型の性格づけに関する新たな「合理性の公準」として定式化されている。この新たな「合理性の公準」についての具体的な説明は、「合理性論文」における対応箇所とほぼ同一のことばで語られている（Schutz[1953→1962:45=1983:99-100]）。

このようにみてくると、シュッツにとって科学的理論構成という行為が、「合理性」という観点から見て、非常に特殊なものであることがわかる。第一に、(A)そこで構成された概念は論理一貫性の公準を満たすべく、論理的に厳密であるといういみで合理的である。第二に、(B)合理的行為についての類型は、この論理一貫性の公準に基づいて構成される。すなわち、明晰判明な知識に基づき適切になされた熟慮された選択を行なう人格類型およびそのような行為類型を、科学的構成概念によって構成することができる。第三に、(C)科学的な概念構成という作業それ自体が、(B)で指摘した合理的行為の類型に近似したものである（はずである）。シュッツが「合理性論文」において、論理一貫性の公準（すなわち(A)）と、合理的行為に関する類型（すなわち(B)）とを混合していたのは、シュッツが科学的理論構成（すなわち(C)）を、合理的行為類型（(B)）の具体的対応物と考え、この行為によって科学理論の論理的一貫性（(A)）が達成されると考えていたからであろう。科学的概念構成は、理論の論理的厳密さをもたらすものとしてと同時に、合理的行為類型の対応物として捉えられるがゆえに、これらふたつの側面が混同されてしまったのである。シュッツの「合理性論文」の段階での混乱は、はからずも“合理性概念が位置するのは科学的理論の領域である”というシュッツの主張と表裏一体なのである。すなわち、合理的行為は科学的に構成された類型のひとつであり、同時にこの科学的類型構成という行為それ自体がこうして構成された合理的行為の類型に適合的な行為なのである。

5．結語

シュッツのいう行為の「合理性」とは、明晰判明な知識に基づいた熟慮された選択のことであった。このような合理的行為は、ひとつの行為（経過）類型およびその行為を遂行する行為者についての人格類型として、科学理論のなかで形成される。そして（適合性の公準に従えば）この合理的行為の類型は、科学的理論構成という行為に関して構成された類型でもある[6]。また一般に、その構成方法が論理的に厳密なもの（のはず）であることによって、そこで構成された科学理論自体が論理的に一貫したものであるとされる[7]。

このようにして、シュッツにとって科学的理論構成という行為は、「合理性」の観点からは特殊な位置を占める。科学的理論は、「合理性」を自分自身をその典型にして規定しているからである。同様のことは、パーソンズの「合理性」についての規定においても顕著にみることができる。シュッツがパーソンズと区別される点は、この「合理性」という類型は、日常世界における行為の範型とはなりえないと主張する点である。「合理性という理想は、日常的思惟を特徴づけているものではなく、またそうではありえず、それゆえに合理性というのは、日常生活における人間行為を解釈する際の方法論上の原理ではありえない」（Schutz[1943→1964:79=1991:117]）。

たしかに、シュッツの「合理的行為」という概念の定式そのものは、ヴェーバーからパーソンズを経由する合理的行為概念を引き継ぐものである[8]。しかし、シュッツにおける行為の「合理性」概念は、ヴェーバーやとくにパーソンズと比べて、それが行為理論において占める位置がまったく異なっている。シュッツは、「合理性」を、科学という限定的意味領域に固有の原理と位置づけるのである。多くの場合多くの人がこの意味領域の外で暮らし、そこでは必ずしも科学的に明晰判明な知識に基づいて行為するわけでもなく、科学的に適切な選択をするわけでもない。熟慮するにしてもそれは科学的論理的厳密さに必ずしも沿っているわけではない。

パーソンズなら、これらは合理的要素が低い行為なのだと、すなわち経験的認知的正しさの程度が低い行為だと考えるところであろう。しかしシュッツは、これらは、もともと科学的な経験的認知的正しさを指向していない行為であると考えるのである。科学的な理論を構成しようとする態度と、日常生活のなかで暮らしていこうとする態度は、その態度そのものの質が異なっていると考えるのである。だからシュッツはパーソンズのように科学的に合理的な行為を、行為一般の範型とは考えることはできない。もし日常的世界のなかに、「理に適った」行為が存在しているとするならば、日常世界はそれ固有の「理に適い方」をもっているわけである。

こうして、シュッツは「合理性」概念を適用しうる範囲を禁欲的に限定している。このことは「合理性」を科学の領域に閉じ込めるのと同時に、それとは違った種類の秩序を日常世界に見いだそうとすることでもあった。ガーフィンケルは、こうしたシュッツの試み

を基にして、日常的世界におけるさまざまな「諸合理性」について論じている（Garfinkel [1967→1984:262-283]）。シュッツの議論は、日々の暮らしのなかで、さまざまな仕方で理に適っているといういみでの「諸合理性」を見つけだす可能性を開くものであったのだ。

しかし、他方で、シュッツが決して「諸」合理性というような言い方をしなかったということも忘れてはなるまい。彼にとって「合理性」とは、適用される領域こそ限定されるがやはり唯一のものであり、特殊な規準であったのだ。そのいみでは、彼もまたヴェーバーはもとよりパーソンズとさえ通じる社会学の伝統のなかにいるのである[9)]。

【註】

1)本稿は、日本学術振興会特別研究員としての研究の一部である。

2)この間の経緯を含めたシュッツとパーソンズのやり取りについての詳細は『社会理論の構成』(Schutz & Parsons [1977→1978=1980:7-59]）の編訳者の序言、序論を参照のこと。

3)ヘンダーソンのパーソンズへの影響については（鈴木[1989]）を参照のこと。

4)「人間行為の常識的解釈と科学的解釈」にも同様の言及がある(Schutz[1953→1962:6=1983:52])。

5)厳密にいえば、日常的な観察者も、この(3)のカテゴリーに入る。しかし科学的研究者と日常的観察者の違いは、前者は日常的行為としての後者を研究対象として含み、さらに前者による概念構成が以下で論じる公準に依拠しているという点にある。

6)もちろん厳密にいうなら、純粋に合理的な行為は、科学的概念構成によって作られたモデルの水準においてしか成立しない。科学的概念構成という行為自体は、あくまでも理念的に合理的であることが要請されているにすぎない。

7)ただしこれは、合理的行為以外の類型を構成しないというのではなくて、合理的ではない行為についても論理一貫した類型を構成するということである。「非合理的行為についての合理的モデルを構成すること」（Schutz[1953→1962:44=1983:99]）、つまり論理的に厳密に構成されたモデルにおける人格類型に、非論理的な性格を論理的にあたえる（例えば、何らかの理論を背景に定義された分裂病患者という類型に、特定の妄想をみるという性格を与える）ことは可能である。

8)「合理性論文」には、「合理性」概念の重要な定義としてパーソンズの定義が引用すらされている（Schutz[1943→1964:64-65=1991:97-98]）

9)それゆえ、「合理性」を科学に帰属させることができるとする、シュッツの科学に対する考え方は、現代の科学論の動向のなかでもういちど検討されなければならない。そのとき、おそらくシュッツの科学論は、多元的現実論という文脈で、われわれの世界における「科学」という領域の位置価の記述として現れてくるだろう。（矢田部[1998]）参照。

【文献】

Garfinkel, Harold　1967 *Study in Ethnomethodology*, Prentice-Hall →1984 Polity Press.

Parsons, Talcott　1937 *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent Europian Writers*, McGraw Hill. = 1976/1986/1982/1974/1989 稲上毅; 厚東洋輔; 溝部明男訳 『社会的行為の構造(1)～(5)』木鐸社.

Parsons, Talcott　1951 *The Social System*, Free Press. =1974 佐藤勉訳 『社会体系論』青木書店.

Schutz, Alfred　1932 *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt*, Springer-Veil. →1974 Suhrkamp =1982 佐藤嘉一 訳 『社会的世界の意味構成』 木鐸社 .

Schutz, Alfred　1943 "The Problem of Rationality in Social World", *Economica*, N. S. 10, pp. 130-149. →*CP2*, pp.64-88 =「社会的世界における合理性の問題」『著作集 3』 pp.97-129.

Schutz, Alfred　1945 "On Multiple Realities", *Philosophy and Phenomenological Research*, 5, pp. 533-76. →*CP1*, pp.207-259 =「多元的現実について」 『著作集 2』 pp.9-80.

Schutz, Alfred　1953 "Common-Sense and Scientific Interpretation of Human Action", *Philosophy and Phenomenological Research*, 14, pp. 1-37. →*CP1*, pp.3-47 =「人間行為の常識的解釈と科学的解釈」 『著作集 1』 pp.49-108.

Schutz, Alfred　1954 "Concept and Theory Formation in Social Science", *Journal of Philosophy*, 51, pp. 257-274. →1962 *CP1*, pp.47-66 =「社会科学における概念構成と理論構成」『著作集 2』 pp.109-134.

Schutz, Alfred　1955 "Symbol Reality and Society", Lyman, Bryson; et al. (eds.) *Symbols and Society: Fourteenth Symposium of the Conference on Science*, Philospphy and Rligion, Harper. →*CP1*, pp.287-356 =「シンボル・現実・社会」 『著作集 2』 pp.113-204.

Schutz, Alfred　1960 "The Social World and the Theory of Social Action", *Social Research*, 27. →*CP2*, pp.3-19 =「社会的世界と社会的行為理論」 『著作集 3』 pp.19-42.

Schutz, Alfred; Parsons, Talcott　Sprondel, Walter M. (ed.)　1977 *Alfred Schutz Talcott Parsons Zur Theorie sozialen Handelns: Ein Briefswechsel*, Suhrkamp Verlag. → 1978 Grathoff, Richerd(ed.) *The Theory of Social Action: The Correspondence of Alfred Schutz and Talcott Parsons*, Indiana University Press =1980 佐藤嘉一 訳 『A. シュッツ＝T. パーソンズ往復書簡 社会理論の構成：社会的行為の理論をめぐって』 木鐸社 .

鈴木健之　1989「タルコット・パーソンズの社会理論の基本構造」『法政大学大学院紀要』(23) .

Weber, Max　1922 "Soziologische Grundbergriffe", *Wirtschaft und Gesellschaft*, J.C.B. Mohor. =1972 清水訳『社会学の根本概念』岩波文庫.

矢田部圭介　1998「意味とワーキング：科学と多元的現実の再考」西原和久他編『現象学的社会学は何を問うのか』勁草書房.

＊省略表記

Nijihoff.

CP2: 1964 Brodersen, Arvid (ed.) ***Collected Papers 2: Studies in Social Theory***, Martinus Nijihoff.

『著作集 1』: 1983 渡部他訳『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻:社会的現実の問題[I]』 マルジュ社.

『著作集 2』: 1985 渡部他訳『アルフレッド・シュッツ著作集 第2巻:社会的現実の問題[II]』 マルジュ社.

『著作集 3』: 1991 渡部他訳『アルフレッド・シュッツ著作集 第 3 巻:社会理論の研究』 マルジュ社.

（やたべ　けいすけ　日本学術振興会　特別研究員）